

各 都 道 府 県 担 当 部 長
(情 報 政 策 担 当 課 ・ 市 区 町 村 行 政 担 当 課 扱 い)
各 指 定 都 市 担 当 局 長
(情 報 政 策 担 当 課 扱 い) } 殿

総務省自治行政局地域情報政策室長
(公 印 省 略)

地方公共団体と住民とのインターフェースのデジタル化の推進に
ついて (通知)

本日、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定 (URL : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20190614/siryoul.pdf>) されましたが、その中で「(略) 地方公共団体に対する手続のオンライン化の加速をはじめ、地方公共団体のデジタル化が急務である。(中略)」とした上で、「今後、原則として全ての市町村について、マイナポータル電子申請受付機能の活用やシステムの共同利用を含めて、行政手続のオンライン化のための情報基盤を可能な限り早急に整備することを目指す。(以下略)」とされたところです (別添参照)。

各地方公共団体の行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備に当たっては、汎用オンライン利用システムの導入が考えられるところですが、その具体的な手順等については、別途お知らせするとともに、総務省において、各地方公共団体の情報基盤の整備方針等について調査を行うことを予定しております。各地方公共団体におかれては、同閣議決定の内容を踏まえ、自団体等のオンライン利用システムの対応状況等をご確認いただきますようお願いいたします。

また、都道府県にあつては、貴都道府県内の市区町村 (指定都市を除く。) に対し、本通知を踏まえ、情報の提供等をお願いします。

なお、本通知は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
(令和元年6月7日閣議決定) (抄)

III. 我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメント

3 地方公共団体のデジタル化

社会全体のデジタル化の推進には、住民に身近な行政サービスを提供する地方公共団体に対する手続のオンライン化の加速をはじめ、地方公共団体のデジタル化が急務である。また、デジタル化に当たっては、サービスのフロント部分だけでなく、バックオフィスも含め、エンドツーエンドでIT化・BPRを徹底し、住民の利便性向上と行政の効率化を図るとともに、地方創生をはじめとした地域の諸課題の解決に資するものとなることが期待される。

(中略)

(1) 地方公共団体と住民とのインターフェースのデジタル化の推進

地方公共団体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を担っており、住民と地方公共団体が接するインターフェース部分のデジタル化は、国民の利便性向上という観点から優先して行う必要がある。

インターフェース部分のデジタル化を進める上で重要なのは、住民の本人確認を電子的に行うことである。マイナンバーカードは、国がその普及を進め、市町村長による確かな本人確認を経て発行される最高位の公的な本人確認のツールであり、この普及拡大が社会全体のデジタル化のカギを握っていることから、国も地方公共団体も、マイナンバーカードの普及に全力を挙げて取り組む。

一方、手続の受け手である 地方公共団体は、これまでも行政手続のオンライン化の取組を進めてきたものの、平成31年4月時点で、行政手続のオンライン利用が可能なシステムが整備されていない団体が260団体となっている。今後、原則として、全ての市町村について、マイナポータルの電子申請受付機能の活用やシステムの共同利用を含めて、行政手続のオンライン化のための情報基盤を可能な限り早急に整備することを目指す。

(以下略)